

宮古島市 空き家等利活用若者定住促進事業 補助金の手引き

- ・ 申請募集期間 11月下旬頃受付開始予定
- ・ 申請場所 調整中
- ・ 補助上限500万 想定20件

※予算額を超える場合は抽選とします。先着順ではありません。

※現在募集期間・申請場所等について調整中のため決定次第告知いたします

お問い合わせ先

宮古島市役所 2階

企画政策部 ふるさと創生課 未来創生係

TEL：0980-79-9707

〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

※窓口に来所する際には事前に電話にてご連絡ください。

（１）本事業の目的

若年夫婦、子育て世帯を対象に定住支援を行い将来を安心して計画できる住環境整備を図ることを目的として、若年夫婦もしくは子育て世帯へ賃貸する住宅の改修、又は若者夫婦もしくは子育て世帯が自己の居住を目的とした住宅の改修工事にかかる費用の一部を補助します。

若年夫婦とは・・・申請年の4月1日時点で夫婦ともに満18歳以上43歳以下の世帯

子育て世帯とは・・・申請年の4月1日時点で満12歳未満と同居している夫婦世帯
又は出産前で母子健康手帳の交付を受けた者がいる世帯

（２）補助対象となる建物

- ・一戸建てまたは共同住宅の住宅用建物で建築後10年以上経過している。
- ・補助を受ける者が所有権を有する、又は実績報告（工事完了報告）までに所有権移転を行い自己所有とする事が可能である。
- ・現在居住している者がいない。
- ・昭和56年6月以降の耐震基準を満たしている。
- ・床面積が1戸当たり40㎡以上。

（３）補助を受けることができる者 ※使用目的で条件が異なります （自己居住の場合）

- ・若年夫婦または子育て世帯である。
- ・夫婦いずれかが過去累計で3年以上本市の住民基本台帳に記録されている者である。
- ・改修工事完了から10年間は本住宅に居住できる。
- ・申請者及び同一世帯に同居する者が市税等の公的義務を滞納していない。
- ・申請者及び同一世帯に同居する者が生活保護を受けていない。
- ・暴力団員でない。
- ・本補助を受けようとする工事について、他の補助を受けていない。

(賃貸の場合)

- ・市税等の公的義務を滞納していない。
- ・暴力団員でない。
- ・工事完了から10年間は用途変更を行わず、規定の賃貸条件で賃貸できる。
- ・本補助を受けようとする工事について、他の補助を受けていない。
- ・宅地建物取引業者を介して賃貸できる。

(賃貸条件)

借主	若年夫婦または子育て世帯であること。
賃料	戸建てタイプ . . . 7万円以下 (駐車場・共益費込)
	共同住宅タイプ . . . 5万円以下 (駐車場・共益費込)

(4) 申請時に必要な書類

- ①補助金交付申請書 (様式第1号)
- ②工事費用見積書の写し (工事内容が明記されたもの)
- ③工事前写真 (工事箇所がよく見えるもの)
- ④工事図面
- ⑤工程表
- ⑥法人登記簿 (法人が申請する場合のみ)
- ⑦対象建物の建物登記事項証明書謄本
- ⑧固定資産評価証明書又はこれに代わるもの
- ⑨昭和56年6月以降の耐震基準を満たしていると確認出来る書類。

例 (建築確認済書、完了確認書、台帳記載証明書)

- ⑩住民票謄本の写し
- ⑪戸籍附票の写し
- ⑫完納証明書又は納税証明書
- ⑬確認及び宣誓書 (様式第2号)
- ⑭委任状 (様式第3号) (代理人が申請する場合のみ)

※⑥と⑭以外の書類は全ての申請者で必須です。

(5) 補助額・補助率

- ・補助額上限500万
- ・補助対象工事に要した費用の2/3 (1,000円未満切り捨て)

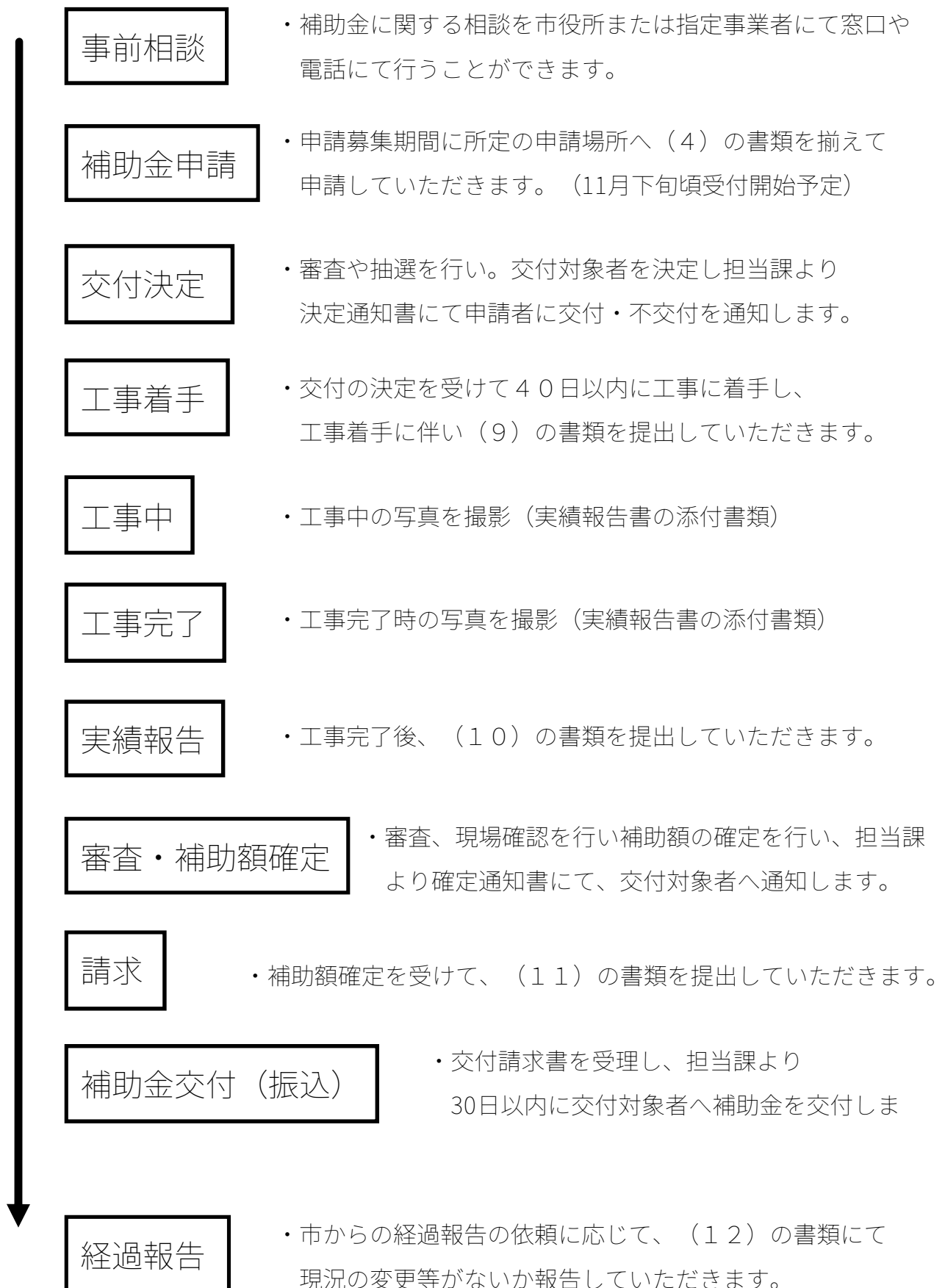
(7) 対象工事 (総工費が100万円以上であること。)

補助対象工事		対象外工事例
1 屋根工事	補修、葺(ふ)き替え、塗装、防水工事等、ひび割れ補修、水漏れ箇所の補修、その他住居に必要と判断される工事。	太陽光パネル設置
2 外壁工事	補修、張り替え、塗り直し、ひび割れ補修、水漏れ箇所の補修、その他住居に必要と判断される工事。	軟水器設置、 過度な設備の 取り付け、 簡易的に取り外し 可能な設備の設置
3 建具工事	建具の交換、取付け又は撤去、その他居住に必要と判断される工事。	
4 内装工事	天井、壁又は床の改修、作り付け家具、間仕切り等の追加又は撤去、畳の取り替え(張り替え)、その他住居に必要と判断される工事。	
5 給排水衛生 電気設備工事	キッチン、風呂場又は脱衣室改修工事、電気設備ユニットバス設置、ユニットトイレ設置、	
6 増築工事	居住に必要と判断される増築工事	
7 解体工事	改修工事に付随する部分解体工事	改修に付随しない 解体工事
8 その他工事	シロアリの被害の補修、 その他居住に必要と判断される工事等	エレベーター工事 耐震工事

(6) 対象外の工事

- ・総工費が100万円(消費税及び地方消費税の額を含む)未満の工事。
- ・建物の取得に関する経費、解体工事費(改修に付随する部分解体工事を除く。)、用地費、交付決定前に着手した工事に係る工事費。
- ・非居住部分(店舗、事務所、倉庫、車庫、外構等)や共同住宅の共用部分。

(8) 申請からの流れ



（９）工事着手時に必要な提出書類

- ①工事着手届（様式９号）
- ②工事契約書の写し又は工事請負書の写し、ほか契約の証明になる書類
- ②建物売買契約書の写し（空き家等の所有権を申請日以降に取得する者のみ）

（１０）工事完了後の実績報告で必要な提出書類

- ①実績報告書（様式第１０号）
- ②工事中写真及び工事完了後写真
- ③工事代金請求書の写し
- ④工事代金領収書の写し
- ⑤工事業者が発行する工事完了証明書（様式第１１号）
- ⑥建物登記事項証明書謄本（対象建物を申請日以降に取得した者のみ）
- ⑦住民票謄本の写し

（１１）補助金の請求に必要な提出書類

- ①補助金交付請求書（様式第１３号）

（１２）補助金交付後の経過報告書

- ①経過報告書（様式第１４号）
- ②賃貸状況等が分かる書類

（１３）工事の内容・金額に変更が生じた場合に必要な提出書類

- ①変更承認申請書（様式第６号）
- ②変更内容が明確に分かる書類

（１４）その他注意点

- ・対象要件、提出書類について個々の事情等を相談したい場合は、お問い合わせください。
- ・同一の住宅又は同一所有者については１回を限度とさせていただきます。
- ・共有所有の場合は、共有者のうち１人に限り申請受付させていただきます。
- ・書類等に不備等がある場合、修正や追加書類の提出をお願いする場合がございます。
- ・申請者だけでなく施工業者に作成していただく書類もありますので、事前にご確認ください。
- ・申請取り下げ、申請内容（工事内容・工事期間）の変更が発生する場合、速やかにご連絡ください。
- ・不正発覚の際には、交付決定の取消や補助金返還となる場合があります。